

専攻建築士登録更新審査、認定基準

(目的)

第1条 この「登録更新審査、認定基準」は、専攻建築士制度の規則に基づき、専攻建築士の登録更新の審査、認定基準を定め、かつ、その適正な運営を図ることを目的とする。

(申請)

第2条 登録を更新しようとする専攻建築士は、「登録更新審査、認定基準」に基づき、事務要領に定める書式により、所属する建築士会に申請する。

(登録更新審査、認定基準)

第3条 5年毎の登録更新にかかわる審査、認定基準は、次のとおりとする。

1 実務の確認

- (1)一つの専攻領域に関し、責任ある立場での実務実績3件以上であること。
- (2)一つの専門分野に関し、3件以上の実務経歴とし、そのうち当該専攻領域に必要な実務実績が1件以上含まれていること。
- (3)実務実績又は実務経歴は、登録更新申請時から20年間遡ることができる。
- (4)18ヶ月を超える長期プロジェクトは、実務実績2件とすることができる。

2 CPD単位の確認

- (1)必要なCPD単位数は、登録更新日の5年前から当該申請の日の前日までの5年間で250単位以上とする。(CPD単位数の内訳は、「実務によるCPD」50単位以上、「研修によるCPD」100単位以上とし、かつその合計が250単位以上とする。)
- (2)登録更新の申請時点で建築士免許取得後30年を超える申請者で、専攻領域においてCPD単位を求める必要が無いほど十分な実務実績を有していると専攻建築士審査評議会が認められた者は、建築士法第22条の2に定められた定期講習又は建築士会が行う特別認定研修等のいずれか1回以上の受講または「研修によるCPD」40単位以上取得することをもって、1号の規定は適用しない。

(CPD単位の緩和)

第4条 登録申請日の5年前から当該申請の日の前日までの5年間に、傷病、産休等やむを得ない事情によりCPD単位を取得できなかったときは、1か月毎に5単位かつ50単位を上限として登録更新に必要な250単位から減じることができる。

(合意協定団体等の資格)

第5条 専攻建築士審査、認定・登録基準第7条に規定する合意協定団体等の資格をもって登録更新をするときは、第3条1項の規定は適用しない。また、第3条2項1号のCPD単位数については、合意協定団体において必要なCPD単位の取得で代替することができる。

(登録更新の審査と認定)

第6条 専攻建築士審査評議会は、登録更新申請について、専攻建築士「登録更新審査、認定基準」に基づき審査する。

- 2 専攻建築士認定評議会は、建築士会からの登録更新認定申請を受け、登録更新者を認定する。

(専攻建築士登録証、専攻建築士登録証カード)

第7条 登録更新が認定された者には、登録証・登録証カードを交付する。

(規則、審査、認定・登録基準の準用)

第8条 本基準に定めのない事項については、「専攻建築士制度規則」に基づき「専攻建築士審査、認定・登録基準」を準用する。

(附則)

- 1 この「登録更新審査、認定基準」は、平成19年12月14日から適用する
- 2 建築士会は、下記の に該当する登録更新の申請者について、登録更新申請に必要なCPD単位を200単位以上とすることができる。また、申請日までに200単位に満たない場合は、登録更新日までに200単位を満たすことを確約して申請することができる。
当該建築士会が専攻建築士制度を開始した初年度に申請し、認定された専攻建築士であること
当該建築士会が初めて行う登録更新受付に申請する専攻建築士であること
- 3 (社)栃木県建築士会、(社)東京建築士会、(社)静岡県建築士会、(社)大阪府建築士会
(社)大分県建築士会においては、第3条1項実務の確認について、当該建築士会の初めての登録更新受付時に申請をした専攻建築士に限り、その専攻建築士の認定登録申請時点の審査、認定・登録基準を準用することができる。

* この改編は、平成20年10月24日から適用する。